

高年齢者の多様な就業機会確保に向けた環境整備

- ◆令和3年4月「改正高年齢者雇用安定法」が施行され、「70歳までの就業機会の確保」が事業主の努力義務になっています。高年齢者雇用安定法は、「少子高齢化が急速に進行し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある誰もが年齢にかかわらずその能力を十分に発揮できるよう、高年齢者が活躍できる環境整備を図る法律です（厚生労働省公式サイトより）。
- ◆今回の改正法は、事業主に65歳以上の定年退職者に対して70歳までの継続的な就業機会の確保に努めることを求めています。就業機会の確保は、定年引き上げや継続雇用だけでなく、フリーランス契約、個人の起業支援など「多様な就業機会の確保」とされています。
- ◆当セミナーでは改正法から約半年が過ぎた今、制度運営の問題点や課題について、パネルトークを中心として掘り起こしを図ります。この機会にぜひご参加ください。

開催
要領

令和3年11月19日(金) 13:30~16:00 受付開始 13:00
ちよテラホール 〒781-0806 高知市知寄町2丁目1-37 ちより街テラス3F

日程

- ①開会挨拶 高知県商工労働部
- ②「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 改正概要説明」 高知労働局
- ③パネルディスカッション 【高年齢者の多様な働き方の実現と課題】

★パネラー



黒潮観光開発株式会社 代表取締役 川添和尊 氏



株式会社SKK 管理部長 森山万里子 氏



株式会社暮らしの情報社(セカンドライフ挑戦中) 掛水雅彦 氏



高知労働局職業安定部職業対策課 高齢者担当官 森英司 氏

★コーディネーター



国立大学法人高知大学人文社会科学部 学部長
人文社会科学科社会科学コース 教授 中川香代 氏

主催：高知県

運営：高知県生涯現役促進地域連携協議会

(高知県商工労働部・社会福祉法人高知県社会福祉協議会・高知県経営者協会・高知県商工会議所連合会・高知県商工会連合会
・日本労働組合総連合会高知県連合会・株式会社四国銀行・株式会社高知銀行・公益社団法人高知県シルバー人材センター連合会)

事務局：〒780-0870 高知市本町 4-1-16 高知電気ビル別館1階

電話 088-879-1907 ファックス 088-879-1908 ホームページ <http://www.ca.pikara.ne.jp/shogai>

■受講スタイル／参加費無料・事前申込必要

①会場参加（定員 50 名）

新型コロナウイルス感染対策にご協力をお願いします。

受付の混雑回避のため名刺をお持ちください。

※当日、体調の悪い方は参加をご遠慮ください。



②オンライン参加

当日はweb 会議システムを使用します。

開催日までに、お申込みいただいたメールアドレスへ参加用 URL をお送りしますので、あらかじめ視聴環境のご用意をお願いします。

申込内容

事業所および自治体名／	
住 所／〒	
電話番号／	
参加者氏名／	※オンライン参加希望者のみ 参加用 URL を受け取るメールアドレス
所属役職名／	
参加者氏名／	※オンライン参加希望者のみ 参加用 URL を受け取るメールアドレス
所属役職名／	

■申込み／ファックス または メール をお願いいたします

★**オンライン**でのご参加の方は上記申込内容につき、**必ずメール**でお申込みをお願いいたします！

申込先

●高知県生涯現役促進地域連携協議会 事務局 （高橋・芳川・谷脇）

☎088-879-1907 ☎088-879-1908 ✉shogai5@ca.pikara.ne.jp

電話／問合わせ用

ファックス／申込用

メール／申込用

【おことわり】

新型コロナウイルスの関係で事業の開催が不安定となっております。開催が困難な場合は事前にご連絡致しますことをご了承下さい。